

応急仮設住宅(民間賃貸住宅借り上げ)について

民間賃貸住宅などの入居が決定した人に対し、2年間の家賃などを県が負担します。

なお、受付窓口は、市役所都市計画課(3階)となります。

▷対象＝次のどちらかに該当する人

- ・居住する住宅が半壊以上の被害を受け、取り壊しが必要であるなど、その住宅に居住できなくなった人
- ・二次災害の恐れがあり、その場所に引き続き居住できない人

※居住する住宅の修理・補修のための一時的な入居はできません。

※入居する民間賃貸住宅が決定した人のみ受け付けます(市で物件のあっせんは行いません)。

※すでに民間賃貸住宅に入居している人も、さかのぼって対象となります。

▷借り上げ対象物件＝民間賃貸住宅(アパート、貸家など)、空き家

※台所、風呂、トイレなどの設備がない、または電気、水道、ガスなどの供給ができない物件は対象外となります。

▷入居期間＝契約の日から2年間

▷入居に係る費用の負担

- ・県が負担する費用＝毎月の家賃および共益費、管理費、借家人賠償責任保険料(2年分)、媒介手数料、退去時補修費
- ・入居者が負担する費用＝公共料金、駐車場料金など

▷申込方法＝入居申込書に必要事項を記入の上、り災証明書を添付して、申し込んでください。

▷その他＝日本赤十字社から提供される家電6点セット(冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、テレビ、電気ポット)の対象となります。

▷申込先/問い合わせ先＝市役所都市計画課(☎内線327・328)

■身元不明遺体の身元特定に向けて、DNA採取へご協力をお願いします

岩手県警察本部では、東日本大震災で犠牲になり発見された遺体の身元特定を進めるため、行方不明者の親族などのDNAの提供を呼び掛けています。

DNAの提供を求める対象者は、行方不明者の親や兄弟など直系の血縁者で、口の中から歯ブラシのような形をしたスポンジで細胞片を採取し、身元が判明しない遺体のDNAと照合します。

▷期間＝5月22日(日)まで

▷時間＝午前10時～午後4時

▷場所＝大船渡市民体育館

▷問い合わせ先

岩手県警察本部刑事部鑑識課

(☎019-653-0110)

■東日本大震災に伴う自動車検査証の有効期間の再々伸長

大船渡市を含む対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車について、自動車検査証の有効期間の満了日が平成23年3月11日から平成23年6月10日までのものは、その有効期間の満了日が平成23年6月11日まで再々伸長されます。

▷問い合わせ先

東北運輸局自動車技術安全部技術課

(☎022-791-7535)

■災害復興計画策定委員会専門部会の委員募集

現在、市民の皆さんを対象に「大船渡市災害復興計画策定委員会専門部会」の委員を募集しています。積極的なご応募をお待ちしています。

▷応募先/問い合わせ先

市役所災害復興局(☎内線365)